

港区立保育園給食調理業務委託
事業候補者募集要項

平成29年10月

1 委託の趣旨

港区では区立保育園の給食について、平成20年度から民間委託を実施しており、平成25年度からはすべての保育園にて給食調理を行っております。

保育園給食は、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要です。業務委託実施園の乳幼児に、時間に正確に、安全で質の良いおいしい給食を提供できる最適の事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 事業実施内容

(1) 業務内容

「港区立保育園調理委託仕様書（案）」のとおり

(2) 委託実施園（1事業者あたり2園まで申込みができます。）

- ① 港区立麻布保育園（定員 154名） 所在地 港区六本木5-16-46
- ② 港区立本村保育園（定員 110名） 所在地 港区南麻布4-6-7
- ③ 港区立赤坂保育園（定員 105名） 所在地 港区赤坂5-5-26-101

(3) 事業規模（予定）

- ① 港区立麻布保育園 28,836,000円程度（税込）
- ② 港区立本村保育園 27,044,000円程度（税込）
- ③ 港区立赤坂保育園 26,283,000円程度（税込）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。

3 履行期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（長期継続契約）

4 参加資格・条件

- (1) 現在、23区内で保育園給食調理業務委託契約実績がある事業者であること。
- (2) 港区競争入札参加資格を有する事業者であること。
- (3) 契約時点で港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等。）にないこと。
- (6) 契約時点で港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5 業務委託実施までのスケジュール（予定であり、変更する場合あり。土・日・祝日除く。）

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 平成29年10月30日（月）～
平成29年11月17日（金） |
| (2) 質問書受付 | 平成29年10月30日（月）～
平成29年11月6日（月） |
| (3) 質問書回答 | 平成29年11月8日（水） |
| (4) 提出書類の締切 | 平成29年11月17日（金）午後5時まで |
| (5) 第1次選考 | 平成29年12月8日（金）予定 |
| (6) 第1次選考結果通知 | 平成29年12月12日（火）予定 |
| (7) 第2次選考 | 平成29年12月22日（金）予定 |
| (8) 第2次選考結果通知 | 平成29年12月25日（月）予定 |
| (9) 業者選定委員会 | 平成30年1月中旬予定 |
| (10) 契約締結・業務委託開始 | 平成30年4月1日 |

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問書（様式1）」に質問の要旨を簡潔にまとめて、FAXにより提出してください。

FAX 03-3578-2384（※電話での質問は、一切受け付けません。）

(2) 受付期間

平成29年10月30日（月）～11月6日（月）午後5時【必着】

(3) 回答方法

質問の回答は、内容を取りまとめ、11月8日（水）以降ホームページ上に掲載します。

回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなします。

7 申込受付

(1) 提出書類

① 「港区立保育園給食調理業務委託参加申込書（様式2）」

② 「見積書（様式3）」

見積書の作成にあたっては、「港区立保育園調理委託仕様書（案）」に基づき作成してください。

審査項目	提案内容
経費見積書	○見積金額への人件費・人事構成、衛生管理費・その他経費等の積算根拠 ○経費節減への考え方・取組み等

③ 「企画提案書（様式4）」

審査項目	提案内容
事業者概要	○ISO9001認証取得、プライバシーマーク取得状況 ○ワーク・ライフ・バランス推進の取組み、認定状況 ○代行保証制度の加入状況の明記 ○事業者として、保育園給食を提供することに適した組織体制
保育園給食受託状況	○23区内の保育園での給食調理業務の実績
基本方針	○保育園給食業務に関する基本方針等 ○乳幼児の健康管理、増進への考え方、乳幼児への対応等
業務の実施	○保育園長・保育士・栄養士等との連携体制等 ○着実な業務の履行(職員配置、作業工程遵守、各種確認の徹底等) ○本社・拠点事業所のバックアップ機能・体制等
衛生管理	○衛生管理体制・衛生管理のプログラム等 ○衛生マニュアルの有無
人材育成	○従業員の教育指導又は訓練・研修体制等(配置前研修を含む。) ○社員、パートの定着率(離職率)及び定着率を高める取組み
食育	○食育への取組み
アレルギー対応	○アレルギー誤食等の事故状況 ○食物アレルギーへの対応・仕組み等
食中毒等の事故状況	○食中毒、異物混入等の事故状況 ○行政指導の状況 ○事故等発生時の対応等

(2) 提出方法及び部数

①見積書・企画提案書入りのCD-ROM 1枚(社名シール貼付)

②提出部数は下記のとおりです。

- ・事業者名を記入したもの(正本) 1部
- ・事業者名が入らないもの(副本) 13部

※ 正本の見積書には、事業者名を左上部の空白の部分に記入してください。

※ 副本については、事業者名未記入又は、塗りつぶしてください。事業者名及び事業者を特定する事項の記入は、絶対にしないでください。

(3) 提出書類の受付方法及び提出場所

①受付方法 **持参**

※必ず事前に保育課保育支援係に電話連絡の上、来所してください。

保育課保育支援係(3578)2111 内2428・2429 担当 平位・金子

②提出場所

※港区役所 7階 子ども家庭支援部保育課保育支援係 (703 保育課)

③ 受付時間

平成29年10月30日(月)から11月17日(金)午後5時【必着】

※ 土・日・祝日は除く。

8 選考方法等

本業務委託の事業候補者選定は、選考委員会が定める項目・基準のもとに選考を行います。

(1) 選定方法

公募型のプロポーザル方式にて実施します。

(2) 審査方法

本業務に係る「企画提案書」、「見積書」、「提案説明（プレゼンテーション）」及び「試食」等の内容をもとに審査し、本業務に最も適した提案を行った事業候補者を選定します。

①第1次選考（書類選考）

保育園給食に求められる業務内容を基準として評価します。見積金額は、選考項目の一つですが、提案された体制・事業内容において適正金額を評価するものです。必ずしも最低価格をもって決定にはなりません。

第1次選考の選考基準は上記 『7 申込受付（1）提出書類』の一覧の項目です。

②第2次選考（作業工程表、試食及びプレゼンテーション）

第1次選考通過事業者について実施します。

試食審査では、給食調理の技術等を確認するために、保育園給食献立の中から、委員会が指定する数品調理したものを提供していただきます。また、提供していただいた品目について、作業工程表を提出していただきます。

プレゼンテーション審査では、保育園に配属予定の現場責任者、給食調理業務に従事する栄養士または調理師（責任者又は副責任者）、エリア担当者に質疑応答を行います。

なお、第2次選考について、新たな課題を課す場合があります。

第1次選考結果と第2次選考結果を総合し、その結果で事業候補者を決定します。

事業候補者については、最終確認として、受託保育園の調理現場を視察していただく場合があります。

(3) 協議

提出された企画提案書等に基づき、給食調理業務に最もふさわしいと判断される事業者を「8 選考方法等（2）審査方法」のとおり審査し、事業候補者を決定します。選定後、履行についての協議を行います。

(4) 業者選定委員会への推薦

事業候補者の選考後、港区業者選定委員会に業者推薦を行い、契約相手方としての選定を受けます。契約相手方として決定を受けた後、契約締結手続きをいたします。

9 公表について

選考過程における公正性、透明性、客観性を確保するため、概ね以下の内容を契約締結後、区のホームページ等で公表します。

- ① 参加申込書（決定事業者のみ）
- ② 企画提案書等（決定事業者のみ）
- ③ 選考委員会会議録
- ④ 質疑応答の記録
- ⑤ 審査結果（選定されなかった事業者は、名称を非公表、点数を公表）

10 契約について

- (1) 本件は、「港区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年港区条例第64号）第2条第2項に基づく長期継続契約に該当します。なお、契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があることをご承知おきください。
- (2) 本件は、港区業務履行評価に関する要綱（平成25年1月21日24港総契第2195号）に基づく業務履行評価の対象契約です。業務履行評価は毎年度実施し、業務履行評価の結果、履行評価が良好ではない場合、契約を解除することもあります。
- (3) 本件は、次の①から⑦に示す全ての労働環境確保に係る契約条件を満たしていただきます。業務履行上、契約条件の履行に疑義が生じた場合は、必要に応じ調査を行います。調査の結果、契約条件の不履行が認められた場合は改善指導を行い、再三の改善指導にも関わらず、改善が認められない場合、契約を解除することがあります。この場合、契約の解除の有無に関わらず、指名停止措置（36月）を実施します。

なお、下請契約を締結する場合は、書面により契約を締結することとし、①～⑦の内容を全て盛り込んで下さい。

 - ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること
 - ② 区が定める最低賃金水準額以上の賃金を給付すること（1時間当たり1050円）。なお、最低賃金法に基づき国が定める最低賃金額（東京都）が当該最低賃金水準額を上回った場合は、その金額を給付すること
 - ③ 「最低賃金水準額」及び「契約の定め」に疑義がある労働者からの申出先が港区であることについて労働者に周知徹底すること
 - ④ 元請事業者は、下請事業者分も含め、労働環境チェックシート（※1）及び賃金給付状況シート（※2）を提出すること
 - ⑤ 労働環境の確認のための現地調査に協力すること
 - ⑥ 労働環境の改善のための区が行う指導に従うこと
 - ⑦ 労働環境の疑義を申し出た者への不利益な取扱いをしないこと

- ※1 労働環境チェックシート：労働関係法令の適用状況、社会保険への加入状況等に係る項目の遵守状況を報告する様式
- ※2 賃金給付状況シート：業務に従事する全ての労働者における最低労働賃金単価について報告する様式

労働環境チェックシート、賃金給付状況シートともに、契約締結後に提出していただきます。
(記載内容に変更があった場合は、その都度提出)

- (4) 労働者の安定的な労働を確保するため、新たに平成30年度の受注者として決定した場合、平成29年度における本件業務を受注した事業者に従事していた労働者を引続き御社により継続して雇用することに努めて下さい。

1.1 その他

(1) 提案にあたっての注意事項

- ① 本提案に関する提出書類は返却しません。
- ② 提出後の提案書の差替え及び再提出は認めません。
- ③ 業務遂行にあたり「港区個人情報保護条例」等を遵守してください。
- ④ 本提案に関する費用は、提案者の負担とします。
- ⑤ 本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられません。
- ⑥ 提案書で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- ⑦ FAX、郵便等の通信事故については、港区子ども家庭支援部はいかなる責任も負いません。
- ⑧ 港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。なお、プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。
- ⑨ 区内事業者が、単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合は、区内事業者への優遇として、一次審査における合計評価点の5%を一次評価点に加点します。(小数点以下切上げ)
- ⑩ ワーク・ライフ・バランス推進をプロポーザル選考一次審査における必須の評価項目(評価項目のうちの一項目とする。)とし、一次審査合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

1.2 書類提出先・問い合わせ

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区子ども家庭支援部 保育課保育支援係(区役所7階) <<担当>>平位・金子

電話 03-3578-2111 (内線2428・2429)

FAX 03-3578-2384

【区外事業者の区内事業者との共同】

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件として一次審査において評価点を優遇します。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査及における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な名称を設定の上、代表事業者を定め、それぞれが単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める事業者

【ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価】

別紙2

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目（評価項目のうちの一項目とする。）とし、一次審査合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間

